

一、交渉不調に終るや幸しく因側は玉置町本部
に引こ通しし。亦四日午後三時。即ち金塚に亙り
罷業を致し去。と此の罷業宣言書も金塚に所押
し也。

二、罷業宣言書

吾等経営者には加わし伊那郡役所
過改悪の勢をせしむるが故に本日正午、金塚に
よして罷業を全部拒絶。回答に拒し
依り新事は最良の事ありと認す。電燈
留電を正。各部は午前三時。と此の
業を止りし。猶も職員及果實は即ち
協会の連否と

考慮し依り勤務に他の職務に依し目的貫
徹の爲め努力せしむ。
在聲明す。

大正十五年五月廿四日

伊那郡役所本部

三、罷業状態

此の罷業を致ししものは、物産工場
課の古手倉即ち給水の給水工場に
て、三十分間殊態の元よりサイレン
の鳴り響き
人と同時に作業服を脱ぎ去り罷業を
致す。電燈を断り電路を切らば罷業
宣言の報に